議案第６５号

江別市子どもの権利条例の制定について

江別市子どもの権利条例を次のとおり制定する。

令和８年１１月２６日提出

江別市長　後　藤　好　人

江別市子どもの権利条例

目次

前文
第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　子どもの権利（第４条－第８条）
第３章　生活の場における子どもの権利の保障
　第１節　家庭における子どもの権利の保障（第９条・第１０条）
　第２節　育ち学ぶ施設等における子どもの権利の保障（第１１条－第１７条）
　第３節　地域における子どもの権利の保障（第１８条・第１９条）
第４章　子どもの参加・意思表明の機会の保障（第２０条－第２２条）
第５章　子どもの個別の状況に応じた権利の保障（第２３条－第２６条）
第６章　子どもに関わる者への支援（第２７条・第２８条）
第７章　子どもの権利擁護の仕組み（第２９条－第３３条）
第８章　施策の推進（第３４条・第３５条）
第９章　雑則（第３６条）
附則

未来を担う子どもたちは、江別の宝です。

すべての子どもたちが、いつも幸せを感じ、未来への夢や目標を抱くことができるまちづくりは、江別市民すべての願いです。

すべての子どもたちには、安心して遊ぶ、食べる、ゆっくり眠るなど、色々な幸せがあります。それぞれが望む幸せを、いつも感じられることが大切です。

すべての子どもたちは、自分の意見や気持ちを表し、ありのままの自分を認められることで、自分らしく自信をもって自己を形成していきます。

すべての子どもたちが、健やかに育ち、学び、笑顔で暮らせるよう、私たちは、子どもの幸せを第一に、子どもにとって最も良いことを考えていきます。

私たちは、江別市子どもが主役のまち宣言でうたわれた理念のもと、すべての子どもを権利を持つ主体として尊重します。

そして、子どもを大人とともにまちづくりを担う大切なパートナーとし、子どもたちが

自分らしく成長し、希望あふれる未来を実感できるまちの実現を目指して、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、児童の権利に関する条約（平成６年条約第２号）及びこども基本法（令和４年法律第７７号）の理念に基づき、子どもの権利の保障について必要な事項を定めることにより、子どもが自分らしく育ち、それぞれが望む幸せをいつも感じられるまちづくりを地域全体で進めることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども　市内に住所を有し、又は通学し、若しくは通勤する１８歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。

(2) 保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

(3) 市民　市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

(4) 育ち学ぶ施設等　幼稚園、保育所、認定こども園、学校、児童館その他の子どもが育ち、学ぶ場となる施設、事業を行う者又はその関係者をいう。

（基本理念）

第３条　全ての子どもは、一人の人として尊重され、次に掲げる原則の下、健やかに育つ権利を有する。

(1) 差別の禁止　全ての子どもは、いかなる理由によっても差別されず、この条例に定める全ての権利が等しく保障されること。

(2) 子どもの最善の利益　子どもに関する事項を決定し、又は実施するに当たっては、子どもにとって最も良いことが何かということを第一に考慮すること。

(3) 子どもの生命と成長の保障　全ての子どもは、その生命が守られ、生まれながらに有する能力を十分に伸ばして成長することができるよう、必要な支援を受ける権利が保障されること。

(4) 子どもの意見の尊重　全ての子どもは、自己に関係のある事項について、自由に意見を表明することができるとともに、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等その他の子どもに関わる全ての者は、表明された意見を尊重し、これを考慮すること。

２　市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等その他の子どもに関わる全ての者は、性別、年齢、障がいの有無、経済的状況、宗教、国籍、民族的出自、言語、文化的背景その他の個性又は子ども一人ひとりの違いを理解し、子どもの多様性を尊重するものとする。

３　市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等その他の子どもに関わる全ての者は、協働して子どもの権利を守り支えるまちの実現に取り組むものとする。

４　市は、子どもが日々の生活、学び及び体験を通じて健やかに成長できる地域社会をつくるため、子どもの意見及び考えを聴き、それを尊重しながら子どもにとって最も良い

ことは何かを第一に考え、子ども・子育て支援施策を総合的かつ着実に推進するものとする。

第２章　子どもの権利

（子どもにとって大切な権利）

第４条　この章に定める権利は、子どもが育ち、学び及び生活するために、特に大切なものとして保障されなければならない。

（安心して生きる権利）

第５条　子どもが安心して生きるために、次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) 命が守られ、愛情と理解をもって育まれ、平和で安全な環境の中で、安心して暮らすこと。

(2) 健康に配慮され、適切な医療を受けられること。

(3) いじめ、虐待、体罰その他のあらゆる暴力を受けないこと。

(4) いかなる差別も受けないこと。

(5) あらゆる権利の侵害から免れ、保護されること。

(6) 適切な相談の機会が確保されること。

（自分らしく生きる権利）

第６条　子どもが自分らしく生きるために、次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) 個性又は他者との違いが認められ、人格が尊重されること。

(2) 自分の気持ち、価値観及び希望が尊重され、不当な制限及び否定を受けないこと。

(3) 自らの状況に応じて支援を受けること。

(4) プライバシーが保護されること。

(5) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。

（豊かに成長する権利）

第７条　子どもが豊かに成長するために、次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) 遊ぶこと。

(2) 休むこと。

(3) 学ぶこと。

(4) 好きなこと及び夢に挑戦し、将来を自ら選択すること。

(5) 多様な人と出会い、及び交流し、並びに多様な考え方に触れる機会が得られること。

(6) スポーツ、芸術その他の文化活動及び地域の多様な社会的活動に参加すること。

（参加する権利）

第８条　子どもが自分に関することに参加するために、次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) 必要な情報を得ること。

(2) 自分の意見を表明すること。

(3) 年齢及び発達の程度に応じて、表明した意見が尊重されること。

(4) 自分に関することに年齢及び発達の程度に応じた適切な支援を受けながら、その決定又は過程に参加すること。

(5) 仲間をつくり、仲間と集まること。

第３章　生活の場における子どもの権利の保障

第１節　家庭における子どもの権利の保障

（保護者の役割）

第９条　保護者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心及び理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。

２　保護者は、子どもが言葉、行動その他多様な方法によって示した意思を尊重するとともに、子どもに関する事項を決定する際には、その子どもの最善の利益を優先するよう努めるものとする。

（虐待及び体罰の禁止）

第１０条　保護者は、子どもの健全な育成を図るため、あらゆる形態の虐待及び体罰を行ってはならない。

第２節　育ち学ぶ施設等における子どもの権利の保障

（育ち学ぶ施設等の役割）

第１１条　育ち学ぶ施設等は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心及び理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。

２　育ち学ぶ施設等は、子どもが言葉、行動その他多様な方法によって示した意思を尊重するとともに、子どもに関する事項を決定する際には、その子どもの最善の利益を優先するよう努めるものとする。

３　育ち学ぶ施設等は、市が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（虐待及び体罰の禁止）

第１２条　育ち学ぶ施設等は、子どもに対するあらゆる形態の虐待及び体罰をしてはならない。

２　育ち学ぶ施設等は、子どもに対する虐待及び体罰の防止に努めるものとする。

３　育ち学ぶ施設等は、子どもに対する虐待及び体罰が疑われる場合には速やかに適切な対応を講ずるものとする。

（いじめの防止）

第１３条　育ち学ぶ施設等は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、市と連携していじめの防止に努めるものとする。

（地域に開かれた施設づくり）

第１４条　育ち学ぶ施設等は、子ども、保護者及び市民の意見を聴き、協力を得る等、地域に開かれた施設になるよう努めるものとする。

（事情等を聴く機会）

第１５条　育ち学ぶ施設等は、子どもに対して不利益な措置等を行う場合には、あらかじめ子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

（子どもの権利に関する学びの機会）

第１６条　育ち学ぶ施設等は、子どもが自己の権利及び自己以外の子どもの権利の大切さについて学ぶ機会が確保されるよう努めるものとする。

（子どもに関する情報の取扱い）

第１７条　育ち学ぶ施設等は、業務上知り得た子どもに関する情報（以下「子どもの情報」という。）を、適切に管理及び保管しなければならない。
２　育ち学ぶ施設等は、子どもの情報を、その目的の範囲を超えて利用し、又は外部に提供してはならない。
３　育ち学ぶ施設等は、その目的の範囲を超えて子どもの情報を収集してはならない。
４　育ち学ぶ施設等は、職員が正当な理由なく、子どもの情報を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。職員がその職を退いた後も、また同様とする。

第３節　地域における子どもの権利の保障

（市民及び事業者の役割）
第１８条　市民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心及び理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。
２　市民は、子どもが社会的活動に参加する機会の確保に努めるものとする。
３　事業者は、基本理念にのっとり、働き方の多様化への対応及び子育て支援制度の利用を促進し、雇用する労働者が仕事と子育ての両立に必要な職場環境の整備に努めるものとする。
（子どもの居場所づくり）
第１９条　市は、全ての子どもが一人の人として尊重され、心身を休め、かつ、社会とのつながりを実感できる居場所づくりを推進するものとする。
２　前項の規定による推進に当たっては、市民及び育ち学ぶ施設等との協働に努めるものとする。

第４章　子どもの参加・意思表明の機会の保障

（子どもの参加の促進）
第２０条　市は、大人とともにまちづくりを担う子どもが必要な情報を得て意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、どのように考慮されたかについて子どもが理解できるよう必要な措置を講ずるものとする。
２　市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等は、子どもの意思表示の方法が多様であることに配慮し、適切な方法で子どもの意見等をくみ取るよう努めるものとする。
（市の施設に関する子どもの意見）
第２１条　市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、適切な方法で多様な子どもの意見を聴くものとする。
（子どもの視点に立った情報発信）
第２２条　市は、子どもに関わる施策又は取組について、子どもが理解を深められるよう、年齢、発達の程度、言語等に配慮した情報発信を行うものとする。

第５章　子どもの個別の状況に応じた権利の保障

（多様な学びの場の提供）
第２３条　市は、多様な学びを必要とする子どもに対して、個別の状況に応じた適切な学びの場を提供するものとする。
（障がいのある子どもの権利の保障）
第２４条　市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等は、障がいのある子どもが差別及び不利益を受けず、尊厳をもって生活し、社会への積極的な参加が図られるよう努めるものと

する。

（マイノリティの子どもの権利の保障）

第２５条　市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等は、国籍、民族的出自、言語、性のあり方等において少数の立場の子どもが、それを理由とした差別及び不利益を受けることなく、ありのままの自分が尊重されるよう努めるものとする。

（個別の状況に応じた支援）

第２６条　市及び育ち学ぶ施設等は、前２条に係る施策及び取組を進めるに当たり、子どもの個別の状況に応じた支援ができるよう必要な措置を講ずるものとする。

第６章　子どもに関わる者への支援

（保護者及び家庭への支援）

第２７条　市は、保護者が安心して子育てができるよう支援するものとする。

（育ち学ぶ施設等への支援）

第２８条　市は、育ち学ぶ施設等に対し、子どもの権利に関する研修の機会を提供するものとする。

２　市は、前項に規定する研修を通じて、市及び育ち学ぶ施設等又は育ち学ぶ施設等同士の連携促進を図るものとする。

第７章　子どもの権利擁護の仕組み

（相談体制の整備）

第２９条　市は、子どもが権利を侵害されたと感じたとき又は不安若しくは悩みを抱えたときに、安心して相談でき、秘密が守られ、及び適切な支援につながるよう、子どもが相談しやすい窓口を整備するものとする。

２　市は、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、次条で定める子どもの権利救済委員会、関係機関、関係団体等との協力及び連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応をするものとする。

（江別市子どもの権利救済委員会）

第３０条　市は、子どもの権利の侵害に対して、迅速かつ適切な救済を図り、権利の回復を支援するため、江別市子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」という。）を置く。

２　救済委員会の職務は、次に掲げる事項とする。

(1) 子どもの権利についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てについて、調査及び調整を行うこと。

(3) 子どもの権利の侵害について、市長に対し必要な措置を講ずることを求めること。

３　救済委員会の委員（以下「委員」という。）は、３人以内とし、子どもの権利に関する優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

４　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

６　市長は、委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、第３項の規定による委嘱を解くことができる。

７　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

８　前各項に定めるもののほか、救済委員会に関する必要な事項は、規則で定める。

（救済委員会の尊重）

第３１条　市長は、救済委員会から前条第２項第３号の規定による求めがあったときは、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

２　市長は、前項の措置について、救済委員会に報告するものとする。

（救済委員会への協力）

第３２条　市の機関は、救済委員会の調査に対し、協力しなければならない。

２　市の機関以外のものは、救済委員会の調査に対し、協力するよう努めるものとする。

（子どもの権利相談員）

第３３条　市は、救済委員会の職務の遂行を補佐するため、江別市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。

２　相談員は、子ども及び保護者からの相談を受け付け、その内容に応じて適切な助言及び支援を行うものとする。

３　相談員は、関係機関、関係団体等と密接に連携し、子どもの権利擁護と問題解決に努めるものとする。

４　相談員は、子どもの権利に関する識見を有する者のうちから市長が任命する。

５　相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第８章　施策の推進

（施策の推進）

第３４条　市は、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが主役のまちづくりを進めるため、総合的視点で子どもの権利に関する必要な施策を推進するものとする。

２　市は、この条例の施行状況及び子どもの権利に関する施策の推進状況について、江別市子ども・子育て会議条例（平成２５年条例第３４号）で定める江別市子ども・子育て会議（次項において「子ども・子育て会議」という。）に報告し、意見を求めるものとする。

３　市は、子ども・子育て会議から提出された意見を踏まえ、必要に応じて施策等に反映させるものとする。

（子どもの権利に関する啓発活動）

第３５条　市は、子どもの権利について、子ども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等その他の子どもに関わる全ての者が、理解を深められるよう必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第９章　雑則

（委任）

第３６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　第３０条第３項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。